

俱知安町告示第169号

住居表示を実施するので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和3年11月2日

俱知安町長 文字一志

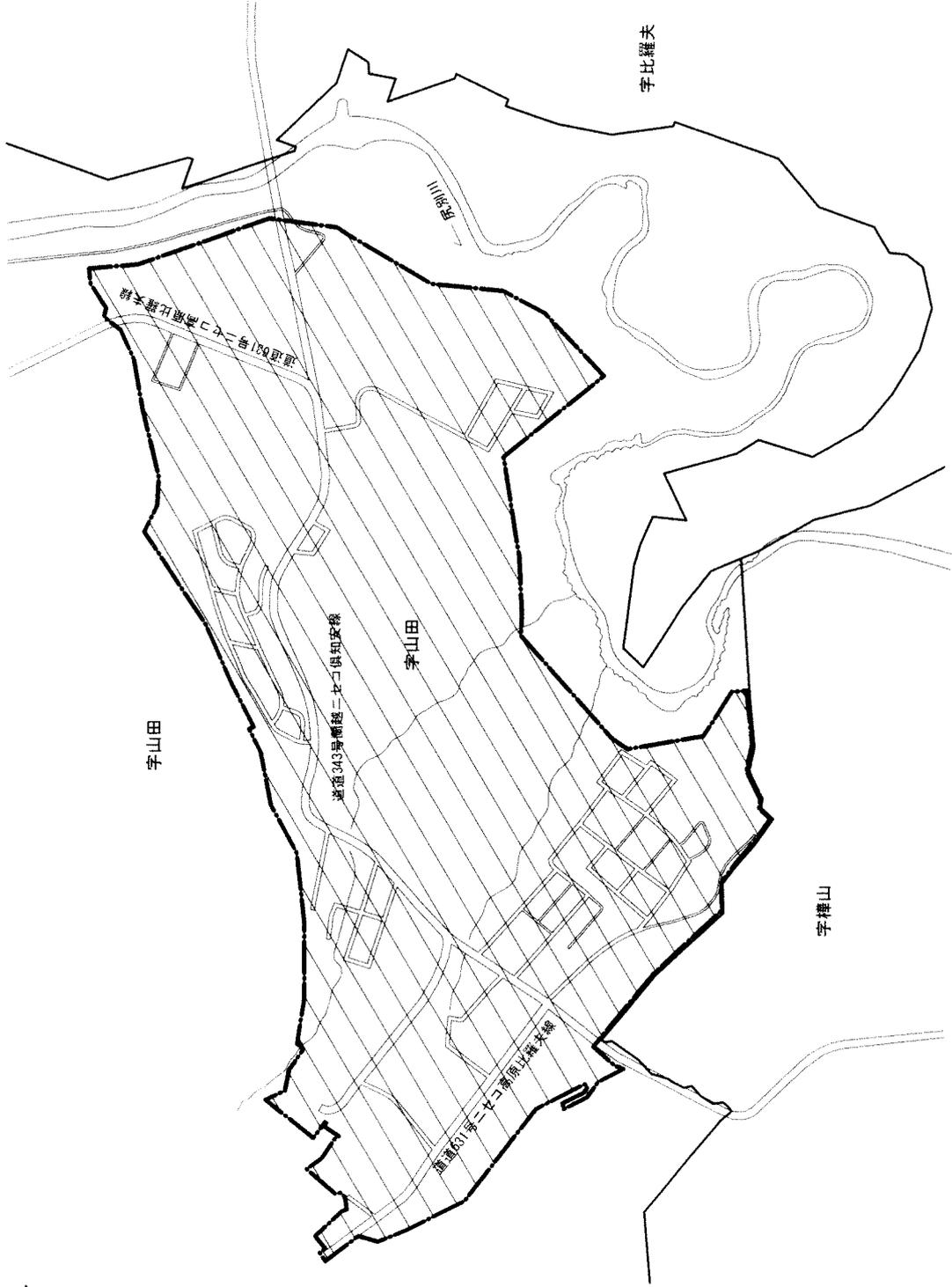
1. 住居表示を実施する年月日

令和4年10月1日

2. 住居表示を実施する区域及びその名称

別図その1に示す字山田の一部区域及びその名称を別図その2のように変更する。

なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定により、公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有し、本町議会議員及び町長の選挙権を有するものは、この案に異議のあるときは、町長に対し、公示の日から30日を経過する日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。



俱知安町告示第188号

令和3年11月2日付俱知安町告示第169号の取消について、下記のとおり告示する。

令和3年12月2日

俱知安町長 文字一志

記

1. 取消する内容
俱知安町告示第169号にて公示した住居表示を実施する区域及びその名称
2. 取消する理由
新町名について再度の検討を要するため